

域外パワー活用地域貢献推進業務プロポーザル実施要項

山口県が実施する域外パワー活用地域貢献推進業務を委託する法人等をプロポーザル方式により選定します。

域外パワー活用地域貢献推進業務の実施について、企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーションをもとに、あらかじめ公表する選定基準により選定を行い、受託者を決定します。

1 業務の概要

- (1) 事業実施主体 山口県（環境生活部県民生活課）
- (2) 委託業務名称 域外パワー活用地域貢献推進業務
- (3) 業務の目的

地域社会に貢献したい県外在住の方にプロボノ活動の機会を提供し、地域課題解決に取り組む県民活動団体の活動基盤の強化を図るとともに、関係人口の拡大につなげる。

（プロボノ活動：仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かしたボランティア活動）

- (4) 委託業務内容

ア 業務内容

県内及び近隣県において広域的に人・企業のネットワークを有する企業等が中心となり、プロボノワーカー人材発掘、参加者集約、チーム編成、旅行手配、現地サポート、交流会等情報共有・発信の場づくり等を実施

概要	実施内容等	
I 支援受入団体の募集・選定	【内 容】 プロボノワーカーの支援を受け入れる団体の募集及びヒアリング、審査会(*)による選定を実施 *審査会構成員：県民活動関係者（県及び県民活動支援センター等中間支援者） 【募集方法】 県民活動支援センターと協力して公募 【選定方法】 県民活動・企業関係者等による審査会 【募集件数】 5団体 【実施時期】 6月上旬～6月下旬	
	※前年度プロボノチーム（以下、「やまぐちプロボノ活動スポークスパーソン」という）への連絡・調整（プロボノ活動普及に向けた協議等） 前年度プロボノチーム（やまぐちプロボノ活動スポークスパーソン）活動内容	
	R2年度採択団体名(チーム名)	活動内容等
	NPO法人青い鳥動物愛護会	動物愛護を通じての地域貢献
	NPO法人コネクト・ワン	福祉の分野でのまちづくり
	NPO法人コミュニティ友志会	若者の就職支援
	仁徳（にんとく）地域商会 ポポメリー	中山間地域での持続的な地域づくり がん患者や関係者への支援

Ⅱ 支援受入団体 説明会	【内 容】 団体への事業内容の説明会等を実施 【参加団体】 5団体程度【実施時期】 7月下旬～8月上旬
	「やまぐちプロボノ活動スポークスパーソン」による事例報告
Ⅲ プロボノワーカー 募集	【内 容】 プロボノワーカーとして事業に参加希望する者を募集する。 【募集方法】 隣県地域（広島・福岡）を中心にITやクリエイター人材等が豊富な首都圏等も含め、企業や関係組織に向け、事業の情報提供を行い、プロボノワーカーを募集 【対象地域】 広島県・福岡県等 【募集人数】 20名程度 【実施時期】 6月下旬～7月下旬
	「やまぐちプロボノ活動スポークスパーソン」への連絡・調整
Ⅳ プロボノワーカー 事前説明・ヒアリング	○説明及びヒアリングを実施する。 【内 容】 事業内容の詳細を説明及びスキルや希望するプロボノ活動について個別にヒアリングを実施 【実施時期】 7月下旬～8月上旬
	「やまぐちプロボノ活動スポークスパーソン」による事例報告
Ⅴ マッチング	【内 容】 ○プロボノワーカーで支援チームを編成 ○支援チームと支援を受け入れる県民活動団体（以下「受入団体」という。）とのマッチング ・団体のニーズ把握、団体の課題解決に係る進捗状況把握 ・プロボノ活動成果発表における団体のサポート ・プロボノ活動から団体が得た成果・課題等の集約及び情報発信
	【実施時期】 8月上旬
Ⅵ 事前協議	【実施内容】 ○支援団体とプロボノワーカーとの顔合わせ ○プロボノワーカーによる現地視察・状況調査 ○チーム毎に活動計画・スケジュールを作成
	【参加対象】 プロボノワーカー20名程度、受入団体5団体程度 【実施時期】 8月中下旬
Ⅶ プロボノ活動実施	【実施時期】 8月中下旬～翌年2月（6ヶ月程度）
Ⅷ 報告会開催	【実施内容】 ○プロボノに関する成果発表、交流会を開催 ○情報集約・発信
	【参 加 者】 プロボノワーカー、受入団体、県民活動団体、企業 【実施時期】 2月～3月

※ ICT（情報伝達技術）を積極的に活用する。

※ 災害等により人の移動や一堂に会する事業の実施が困難な状況となった場合は、県と協議し、インターネット会議ツール（Zoom等web会議システム）を活用するなど、別のコミュニケーション手法に置き換えた事業の実施も可とする。

(参考) 全体スケジュール (太枠箇所)

	2021年 6月	7月	8月		2022年 1月	2月	3月
支援団体	契約 支援受入団体募集 → ヒアリング・審査 → 説明会		マッチング 事前協議 → プロボノ活動実施			活動成果とりまとめ	成果発表・交流会の開催
プロボノワーカー	契約	プロボノワーカー募集 → 個別説明					

(5) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和4年3月22日まで

(6) 予算限度額 4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

この手続に参加できる者は、法人で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者(複数の法人により構成される法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者。)

(1) 法人が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理として使用する者でないこと。
- ③ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(2) 県内及び広島・福岡等近隣県において広域的に人・企業等のネットワークを有し、県内に事務所等活動拠点を有していること。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

(4) 法人等の代表者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

- (5) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- (6) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定に基づく提出期限の到来した事業報告書等の提出がされていること（ただし、令和2年1月1日以降に提出期限が到来したもので、今般の新型コロナウイルスの感染拡大など、特にやむを得ない事情により提出の遅延等があったものを除く。）。
- (7) 共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は、他の応募者でないこと。

3 実施要項の配布・質問の受付・説明会について

(1) 実施要項の配布

- ① 場 所：山口県環境生活部県民生活課（山口市滝町1番1号）
- ② 期 間：令和3年4月16日（金）から令和3年5月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ③ 時 間：午前9時から午後5時
- ④ その他：公募に係る必要書類は県民生活課ホームページに掲載する。

(2) 質問の受付

- ① 受付期限：令和3年5月10日（月）午後3時
- ② 受付方法：質問票（様式第5号）をメール又はFAXで送付すること。
- ③ 回 答：質問に対する回答は、令和3年5月12日（水）までに質問者にFAX又は電子メールにより回答するとともに、県民生活課ホームページに掲載する。

(3) 説明会

プロポーザルの実施に係る説明会は実施しない。

4 応募方法等

(1) 提出期限

令和3年5月21日（金）午後5時必着

(2) 受付方法

県民生活課に持参、若しくは書留郵便により提出すること。

(3) 応募書類

- ① 業務企画提案書〔様式第1号〕
- ② 団体調書〔様式第2号〕
- ③ 実施計画書〔様式第3号〕
 - ・事業の実施について、企画の狙い、コンセプト（考え方）及び事業内容、実施体制等を記載すること。
- ④ スケジュール〔A4版：任意様式〕
 - ・契約日から業務完了までのスケジュールを記載すること。
 - ・スケジュールの作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - 企画案の打ち合わせや検討時間も考慮すること。
 - 実務において変更する可能性があること。
- ⑤ 参考見積書〔A4版：任意様式〕
 - ・受託業務に係るすべての経費を計上（消費税及び地方消費税込）すること。

- ・経費の明細を明らかにすること。

(4) 提出部数：正本 1 部、コピー 4 部

5 審査の方法等

(1) 資格の確認

応募書類提出後、県民生活課において、応募資格の適否について確認する。確認の結果、資格が無いと認めたものに対しては、その旨及び選考委員会で審査を行わないことを通知する。

(2) 審査

応募資格を満たしている者を対象に、選考委員会で書類審査、プレゼンテーションによるヒアリング実施の上、下記の審査基準をもとに総合的に評価し、最優秀提案者を選定するものとする。

なお、ヒアリングの日程は、5月27日（木）を予定しているが、会場や時間等の詳細については、別途通知する。

[審査基準]

項 目		配点
事業趣旨	・企画の基本的な考え方が事業趣旨と照らして的確か。	10点
事業効果	・県民活動団体の活動基盤の強化につながる実効的な事業内容となっているか。	10点
普及性	・事業の内容が全県的な普及につながるものか。	10点
	・多様な主体の協働構築につながるものか。	10点
実施体制	・提案した事業企画を実施できる人材を確保し、実施体制が十分とれているか。	10点
合 計		50点

(3) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外する。

- ・応募資格の無い者が提案したとき。
- ・提出された参考見積書（消費税及び地方消費税含む。）が、前記1(6)で定める契約金額の上限額を超える場合。
- ・定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
- ・提案書類等に虚偽の記載内容があった場合。
- ・要項に違反または著しく逸脱した場合。
- ・その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合。

(4) 審査結果

審査結果による採用の可否は応募された事業者に通知する。なお、審査内容についての質問や異議は受け付けない。

6 契約

- ・前記5(2)により選定された最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、業務委託契約を締結する。なお、選定は提案内容をそのまま了承するものではなく、提案内容の一部について変更や修正を依頼する場合がある。協議が整わない場合は、次点の者と協議を開始する。
- ・協議にあたり、提案された内容・金額について変更が生じる場合がある。
- ・受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。
- ・業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- ・受託者は、委託料の5割(10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を超えない範囲で前払金を請求することができる。
- ・業務で得た成果品及び著作権については、県に帰属するものとする。
- ・業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書(様式第4号)を提出すること。
- ・個人情報を取り扱うときは、「個人情報取扱特記事項」(別紙1)を遵守すること。

7 その他

- ・企画提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- ・提出いただいた資料等については、返却しない。
- ・業務に当たっては、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。
- ・提出された書類は、山口県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となること。

【問い合わせ先：提出先】

山口県環境生活部県民生活課県民活動推進班(担当者：花屋)

〒753-8501 山口市滝町1-1

電 話： 083-933-2614 FAX： 083-933-2629

メール： a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 4 乙は、山口県知事（以下「甲」という。）の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録させている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、その指示に従うものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第 9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。